

くらしの安全安心だより

発行/佐賀県 くらしの安全安心課・佐賀県消費生活センター (TEL: 0952-25-7059 佐賀市天神三丁目2-11アバンセ3階)

新生活がスタートする春に増える契約トラブル 契約前に「気づく」「確認」「相談」でトラブル回避!

春は進学、就職、転勤などのために引っ越しをして、新しい生活がスタートする季節です。佐賀県消費生活センターには、10~20歳代の方から、賃貸借契約や電気・ガスの契約トラブルに関する相談が多く寄せられており、ほとんどの相談がトラブルが発生してからとなっています。新生活が始まるこの時期、契約内容を事前にしっかり確認し、不安なことは早めに相談して、トラブルを未然に防ぎましょう!!



相談事例

【契約後】入居前に賃貸マンションの解約を申し出たところ、支払ったお金はほとんど返金できないと言われた。

【退去時】入居前から付いていたキズや汚れについて、「入居後に付いたものだ」として高額な「原状回復費用」を請求された。

契約前

契約書の重要事項の確認

- ・ 契約の解除
- ・ 敷金
- ・ 禁止される行為
- ・ 修繕に関する事項
- ・ 退去時の費用負担などの特約

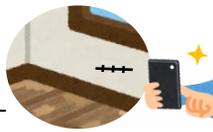


この時点で
「気づく!」
「確認!」
「相談!」が
トラブル回避の
ポイント!

入居時

貸主側 (大家や不動産事業者) と一緒に部屋の現状確認

- 入居前にあったキズや汚れなど、証拠となる写真を残す



入居中

雨漏りなどのトラブルは、すぐに貸主側に連絡、相談



退去時

貸主側 (大家や不動産事業者) と一緒に部屋の現状確認

- 修繕が必要なキズや汚れなど、証拠となる写真を残す
- 修繕費の見積書などの費用明細内容をよく確認
- 納得できない点は貸主側へ説明を求める



ワンポイントアドバイス

「原状回復」とは??



借主 (入居者) の故意・過失によって賃貸住宅に生じた傷や汚れ (損傷) など、通常の使用法とはいえないような使い方や生じた損傷等を元に戻すこと

例: 子供の落書き

タバコの臭い

ペットによる柱のキズ
引っ越し作業で生じたひっかき傷など

借主 (入居者) の通常使用による損耗や経年変化
⇒ 原状回復義務はありません

不安な場合、納得できない場合やトラブルになった場合は、
消費者ホットライン局番なし「188」または お近くの消費生活相談窓口へ
早めにご相談ください!

(電話番号は最終ページ参照)

電気やガスの訪問販売に注意！

相談事例

「賃貸アパートの他の住人全員が契約した」と言われて…

契約先と異なる事業者の訪問があり、アパート全体で電力会社を切り替えると勘違いし検針票を見せ、契約をしてしまった。

僕も契約しなくては
いけないんだ…

他の住民の皆さん
全員が契約され
ましたよ



検針票の記載情報をすぐに教えない！

気づく！

電気・ガス会社は検針票に記載されている情報によって契約を行っていますので、電話や訪問で聞かれても、すぐに教えないようにしましょう。



おかしいな…？
大家さんも管理会社も
何も言っていなかった
のに…？

即決せず一旦断りましょう！

訪問した事業者の会社名や連絡先を確認しましょう！

確認！

「確認します」などと言って、その場での契約は断りましょう。訪問してきた会社の社名や担当者氏名・電話番号など、名刺をもらうなどして連絡先を確認しておきましょう。

確認
します

今日は
しません

名刺を
ください



大家さんや管理会社に確認しましょう！

確認！

アパート全体の契約が変更になるのかどうか、大家さんや管理会社に確認しましょう。

本当
ですか？

変更
ないよ



契約先を変更してしまっても、クーリング・オフ

ができる場合があります！

相談！

従来契約先と異なる事業者から電話勧誘販売または訪問販売で勧誘を受け、電気やガスの新たな契約について承諾した場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、原則としてクーリング・オフできます。

契約解除
通知書

不安な場合、困った場合は、消費者ホットライン局番なし「188」

または お近くの消費生活相談窓口へ早めにご相談ください！（電話番号は最終ページ参照）

■ □ ■ 県消費生活センターへの相談最新情報 (2025年10月～12月) ■ □ ■

相談内容上位3件

主な内容

1

商品一般

- ・大手事業者を名乗る不審な電話があった
- ・「+」から始まる海外の電話番号からの着信が不安

2

金融・保険サービス

- ・多重債務、債務整理について

3

保健衛生品

- ・「お試し」のつもりで購入した美容クリーム・サプリメントが定期購入になっていたので解約したい。

佐賀県民を二セ電話詐欺被害から守る！

防犯機能付き固定電話機の 購入・設置にかかる費用の一部を 補助します

詐欺は家庭の固定電話から始まります！

「事前警告機能」と「自動録音機能」を備えた固定電話機は、犯人からの着信をブロックし、二セ電話詐欺被害の未然防止の効果が期待できます。



【対象者】

佐賀県内にお住まいの方

【補助事業の概要】

- ・事前警告機能と自動録音機能を備えた固定電話機の購入・設置に要する経費の、1/2(上限12,000円)を補助します。
- ・1世帯につき1台まで

【申請受付開始時期等】

申請受付開始時期、補助対象となる購入時期、申請方法等の詳細は、決まり次第、県のホームページ等でお知らせします。

※補助内容や要件は、今後変更となる場合があります。

※予算の上限に達し次第、受付を終了する場合があります。

お問い合わせ先

佐賀県県民環境部 暮らしの安全安心課 地域安全担当 0952-25-7060

みんなが安全安心に暮らせる佐賀県へ

近年、消費者トラブルは非常に多様化・巧妙化しており、そのうち詐欺については、高齢者だけでなく若年層やスマホユーザーをターゲットにした手口が急増しています。

「+」から始まる国際電話番号を使用した詐欺や、警察官を騙る詐欺など、いわゆる二セ電話詐欺による県内の被害総額は過去最悪の状況です。県では、被害の未然防止に取り組んでおり、来年度には事前警告・録音機能を備えた固定電話機の導入支援がスタートします。

今後も関係団体や市町と連携し、トラブルの予防と発生時に救済するための相談体制を大切にし、県民の皆さんが安全安心に暮らせる佐賀県にしていきたいと思います。

佐賀県知事 山口祥義



相談例

一人で悩まず早めにご相談ください

点検商法 S F 商法 多重債務 副業詐欺 投資詐欺 ロマンズ詐欺 無料体験トラブル

不当・架空請求 オンラインゲーム課金 インターネット通販トラブル 不審な電話や迷惑メール など



困ったときの相談窓口 佐賀県 消費生活センター

TEL: 0952(24)0999

✉: shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

土日祝日（年末年始を除く）も受付

【受付時間】 9:00~17:00 相談無料

※16:30までにご相談ください。

または

◆消費者ホットライン 局番なし「188」
身近な消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。

ひとりで悩まずまずは相談！
『泣き寝入りはいやや
(188)』で覚えてね！



だまされないちゃん

市町相談窓口一覧（令和8年1月1日現在）

※相談時間は、相談窓口により異なります。

相談窓口	電話番号	相談日	
佐賀市 消費生活センター	0952(40)7087	月～金	
唐津市 消費生活センター	0955(73)0999	月～金	
鳥栖市 消費生活センター	0942(85)3800	月～金	
多久市 商工観光課	0952(75)2117	月・火・木	
伊万里市 消費生活センター	0955(23)2136	月～金	
武雄市 消費生活センター	0954(23)9500	月～金	
鹿島市 商工観光課	0954(63)3412	月・金	
小城市 消費生活センター	0952(72)5667	月・火・水・金	
嬉野市 観光商工課	0954(42)3310	火	
			(塩田庁舎)
			(嬉野庁舎)

相談窓口	電話番号	相談日
神崎市 商工観光課	0952(37)0107	火・金
吉野ヶ里町 商工観光課	0952(37)0350	木
基山町 住民課	0942(85)8171	金
上峰町 総務課	0952(52)2181	第2・第4火
みやき町 産業支援課	0942(96)5545	月・水
玄海町 住民課	0955(52)2157	金（4回/月）
有田町 住民環境課	0955(46)2114	火・木
大町町 企画政策課	0952(82)3112	水（2回/月）
江北町 地域づくり課	0952(86)5618	火（3回/月）
白石町 商工観光課	0952(84)7123	木（4回/月）
太良町 商工観光課	0954(67)0312	水

消費生活情報は、県ホームページでご覧いただけます！！

佐賀県庁ホームページから、「暮らし・子育て」⇒「消費生活・食生活」とお進みください。
トラブル情報やイベントのお知らせ、消費者教育の活動状況などを発信しています！
ぜひ、ご覧ください。

佐賀県 消費生活・食生活

